

3.6 協定締結のポイント

〒221-0835
 横浜市神奈川区鶴屋町三丁目29番地9
 タクエー横浜西口第6ビル 6階
望月行政・社労士事務所
 TEL (045) 313-6188 FAX (045) 313-6177
<http://www.o-mochizuki.jp/>

1. 締結事項

- (1) 時間外または休日の労働をさせる必要のある具体的な事由
- (2) 対象労働者の業務の種類(時間外労働の必要のある業務の範囲を明確にすること)
- (3) 対象労働者の人数(協定締結時の人数)
- (4) 1日についての延長時間のほか、1日を超え3か月以内の期間及び1年についての延長時間 **※1**
- (5) 休日労働を行う日とその始業・終業時刻
- (6) 有効期間(通常1年) **※**労使とも協定内容に異議がない場合、自動更新することができます。

※1 基準による限度時間(工作物の建設等の事業など一定の事業は適用が除外されています。)

通常の場合		1年単位変形の場合	育児・介護法対象者の場合	
期間	限度時間	限度時間	期間	限度時間
1週間	15時間	14時間		
2週間	27時間	25時間		
4週間	43時間	40時間		
1か月	45時間	42時間	1か月	24時間
2か月	81時間	75時間		
3か月	120時間	110時間		
1年間	360時間	320時間	1年間	150時間

1日については、規制が無いので最大16時間まで可能

2. 協定単位

事業場単位で締結する。(1つの会社で別々の場所に工場・支店などがある場合は、原則としてその工場・支店などがそれぞれ1つの事業場にあたる。)

3. 届出

届出が効力発生の要件となる(受理日以後に効力が発生するので、遡及することはできません)。

4. 特別条項付き3.6協定

限度時間を超えて労働時間を延長しなければならない特別の事情が生じたときに限り、例外として限度時間を超える一定の時間まで労働時間を延長することができます。 **※2**

あらかじめ、3.6協定書で次の事項を協定することが要件とされています。

- ①一定期間についての延長時間として原則的なものを協定に定めていること
- ②限度時間を超えて労働時間を延長しなければならない特別の事情を具体的に定めていること
- ③労使が取る手続きを協議、通告、その他具体的に定めていること
- ④限度時間を超える一定の期間を定めること

※2 厚労省の基準(H15.10.22基発1032003号)が設けられ、【「特別の事情」は「臨時的なものに限る」こと】が明確にされ、平成16年4月1日から適用されている。

イ. 「臨時的なもの」とは、一時的又は突発的に、時間外労働を行わせる必要のあるものであり、全体として1年の半分を超えないことが見込まれるものを指すこと。また、「特別の事情」についてできる限り詳細に協定を行い、届け出ること。従って、具体的な理由を挙げずに、「業務の都合上必要なとき」又は「業務上やむを得ないとき」と定める等、恒常的な長時間労働を招く恐れがあるもの等については、「臨時的なもの」とは認められない。

ロ. 「特別の事情」は、「臨時的なものに限る」ことを徹底する趣旨から、特別条項付き3.6協定には、1日を超え3箇月以内の一定期間について、原則となる延長時間(3.6協定で定める労働時間の延長の限度)を超え、特別延長時間まで労働時間を延長することができる回数を協定するものとし、この回数については、特定の労働者について特別条項付き3.6協定の適用が1年のうち半分を超えないものとする。